

## 九州産業大学学術リポジトリ運用指針

平成 25 年 4 月 1 日  
図書館委員会制定

### (趣旨)

第 1 条 この運用指針は、九州産業大学及び九州産業大学造形短期大学部（以下「本学」という。）における九州産業大学学術リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

リポジトリは、本学において作成された学術成果を収集し、電子的形態で登録・蓄積・保存し、学内外に無償で公開することにより、本学の学術研究の発展に資するとともに、大学の社会的説明責任を果たすことを目的とする。

### (登録範囲)

第 2 条 リポジトリに登録・蓄積・保存（以下「登録」という。）することができる学術成果は、本学において作成された次の各号に掲げた研究・教育成果物とする。

- (1) 紀要論文
- (2) 博士論文
- (3) 学術雑誌論文
- (4) 研究報告書（研究成果報告書、研究活動報告書等）、資料
- (5) テクニカルレポート（ディスカッションペーパー等の機関発行の報告書）
- (6) 学術学会発表論文、資料
- (7) 会議発表論文、資料
- (8) 一般雑誌記事
- (9) 図書
- (10) 教材
- (11) 本学所蔵の学術情報資料
- (12) その他、図書館長が認めた資料

### (登録者)

第 3 条 リポジトリに研究・教育成果物を登録できる者（以下「登録者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学に在籍する、または在籍したことのある教職員および大学院生
- (2) その他、図書館長が適当と認めた者

(登録の手続き)

第4条 登録者は、次の各号に掲げるリポジトリの登録条件を承諾した上で、登録許諾書(別紙1)を図書館長に提出するものとする。本学の学内学会紀要ないし学内機関誌については、各編集委員長が登録者の登録許諾書を取りまとめて図書館長に提出する。ただし、投稿規定においてリポジトリへの登録を許諾することが明記されている場合は、登録許諾書を提出する必要はない。

- (1) 当該研究・教育成果物を複製し、リポジトリを構築するサーバに格納する。
- (2) ネットワークを通じて不特定多数に無償で恒久的に公開(送信)する。
- (3) 複製物の保全(バックアップ)及び利用のための複製を行う。

(登録・公開)

第5条 図書館は、リポジトリに登録する研究・教育成果物について、著作権、その他登録および公開に係る支障がないことを確認し、図書館長の承認により、登録・公開する。

(利用条件)

第6条 リポジトリに登録された研究・教育成果物を利用しようとする者は、その利用に際して次の各号に掲げる条件を遵守するものとする。

- (1) 著作権法の定める条件。
- (2) 公開する研究・教育成果物がリポジトリで公開する以前に出版社等により出版・公表されており、投稿規則あるいは出版契約等により当該出版社等が利用に係る条件を定めている場合、その条件。

(著作権)

第7条 リポジトリに登録・公開する学術研究成果の著作権については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 公開する研究・教育成果物がリポジトリに登録された後も、著作権は、著作権者の元に留保される。
- (2) リポジトリに登録する学術研究成果については、登録者は、あらかじめ他の著作権者から登録の同意を得ておかななければならない。

(登録の差替・削除)

第8条 図書館長は、次の各号のいずれかに該当する場合、リポジトリに登録された研究・教育成果物を差替又は削除できる。

- (1) 登録者から、所定の様式にて差替又は削除の申請があった場合
- (2) 盗用、剽窃等の不正があった場合
- (3) 法令及び本学の諸規則に違反、又は公序良俗に反する場合
- (4) その他、図書館長が公開を不適當であると判断した場合

(免責事項)

第9条 本学は、リポジトリに登録された研究・教育成果物を利用することによって発生した損害については、一切責任を負わないものとする。

附 則

この指針は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和4年4月1日から施行する。